

都道府県知事 あて

環境省水・大気環境局長

### 農薬取締法の一部を改正する法律の施行について

平成 30 年 6 月 15 日に農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）が公布されました。

今般の改正では、既に登録された農薬について、定期的な再評価制度が導入されるとともに、農薬の登録審査において農薬の安全性に関する審査を充実するため、動植物に対する評価の対象を「水産動植物」から「生活環境動植物」に拡大する等の見直しが行われています。

改正法は平成 30 年 12 月 1 日（生活環境動植物に係る改正を含む改正法第 2 条にあっては平成 32 年 4 月 1 日）に施行され、また、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 326 号）及び農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係省令の整備に関する省令（平成 30 年農林水産省・環境省令第 3 号）も同日に施行されます。

貴職におかれては、別途、農林水産省から貴職あて通知される「「農薬取締法の一部を改正する法律」の施行について」（平成 30 年 11 月 30 日付け 30 消安第 4278 号農林水産省消費・安全局長通知）を御参照いただくとともに、下記の環境行政に関連する事項について十分留意の上、貴管内市町村及び農薬使用者等関係者に対し、改正の内容を周知し、引き続き農薬の適正使用の指導について御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

第 1 農薬取締法施行令（昭和 46 年政令第 56 号。以下「令」という。）の改正

（1）水質汚濁性農薬の指定の変更（令第 2 条）

令第 2 条で指定されている 6 種類の農薬のうち、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる農薬（テロドリン、エンドリン、ベンゾエピン、PCP 及びロテノン）については、登録失効後相当程度の期間が経過し、また、同条第 2 号から第 4 号までに掲

げる農薬については、販売禁止農薬としても指定されていることから、水質汚濁性農薬の指定の要件に該当しないと考えられるため、これら5種類の水質汚濁性農薬の指定を解除する。なお、同条第6号に掲げる農薬（シマジン）については、水質汚濁性農薬の指定を継続する。

このため、指定解除の対象となる農薬に関して、改正法による改正後の農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第26条第2項に基づく規則を定めている都道府県においては、適宜、必要な規則の見直しを行うようお願いする。また、指定が継続されるシマジンに関する同項に基づく規則の取扱いについても、使用状況等を踏まえた検討をお願いする。

## （2）水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域の規定に関する文言の整理（令第3条）

改正法では、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、これまでの水産動植物から水産動植物以外の水域の動植物や陸域の動植物を含む生活環境動植物に拡大されたことから、水質汚濁性農薬の使用の規制を規定する改正法による改正後の法第26条についても、水産動植物以外の水域の動植物への影響も考慮して水質汚濁性農薬の使用の規制が行われるよう改正されたことに伴い、令第3条の規定について文言の整理を行う。

本規定の改正により、都道府県が規制をすることができる地域の範囲に実質的な変更が生じるものではないが、保全の対象が水産動植物の被害から公共用水域の水質の汚濁による生活環境動植物の被害に拡大することから、本改正を踏まえた所要の検討をお願いする。なお、本改正は、平成32年4月1日に施行される。

## 第2 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）の改正

### （1）表示事項に従った農薬の使用に関する努力義務の拡大（使用基準省令第2条第2項）

これまで、使用基準省令においては、芝、樹木等の非食用の農作物等への農薬の使用に関しては、農薬の表示事項にある最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めるべき旨のみを定めていたが、これに加え、農薬の表示事項にある適用病害虫の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項に従い、安全かつ適正に使用するよう努めるべき旨を明記する。

農薬は、表示事項に従って使用されることを前提に、人の健康や動植物に対する安全性が評価され、登録が行われていることから、非食用の農作物等に関しても、農薬の安全かつ適正な使用について、一層の周知・指導をお願いする。

### （2）ゴルフ場の外への農薬流出防止のための措置の明確化（使用基準省令第5条）

環境省では、これまで「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水

産動植物被害の防止に係る指導指針」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土発第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知。以下「ゴルフ場指導指針」という。）を定め、都道府県に対し、ゴルフ場から排出される水の農薬残留の実態の把握、農薬の適正使用等についての指導を求めているところであるが、ゴルフ場における農薬の適正使用を一層推進するため、ゴルフ場における農薬の使用計画書について農林水産大臣に加え環境大臣に対しても提出を義務付けるとともに、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるべき旨を明記する。

ゴルフ場における病虫害や雑草の防除においては、適正な防除手段を組み合わせた総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management:IPM）を基本的な考え方とした適正な農薬の使用を進めるとともに、河川に直結した排水溝に近い場所では流出しにくい剤型（粒剤等）や毒性の低い農薬を選択し、また、農薬がゴルフ場の外に流出する前に十分に分解・減衰させるための調整池の適正な管理を行うことなどについて、一層の指導を行うようお願いする。

なお、農薬使用計画書の環境大臣への提出は、平成 31 年 4 月 1 日以降の提出に適用するが、環境大臣に提出のあった農薬使用計画書については、必要に応じ、当該農薬使用計画書に係るゴルフ場の所在する都道府県に提供するものとする。

### （3）農薬飛散防止措置を講じるべき対象となる施設の敷地及び土地の明確化（使用基準省令第 6 条）

農薬の飛散防止措置を講じるべき対象となる施設の敷地及び土地について、住宅地の他、学校や保育所、病院、公園等の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地が含まれることを明確化する。

近年、学校、公園等における不適切な農薬使用が問題となる事案が生じていることから、これらの施設の敷地等で農薬を使用する際には、農薬の飛散防止措置が講じられるよう、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知）に十分留意し、管内の市町村・関係者への周知・指導をお願いする。

また、指導に当たっては、環境省作成の「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月、平成 30 年 3 月改訂）、「同優良事例集（Vo1.2）」（平成 29 年 3 月）等を環境省ホームページに掲載しているので、適宜参考にされたい。

## 第 3 その他

改正法の施行に伴い、法の条番号が移動等したことから、ゴルフ場指導指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

(別添)

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」

(平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土発第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針</p> <p>(別紙)</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。</p> <p>このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁及び水産動植物被害の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本指導指針を定めることとしたものである。</p> <p>これに当たり、<u>農薬取締法第 4 条第 1 項第 9 号</u>に基づく水質汚濁に係る<u>農薬登録基準</u>(平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているもの)に限る。以下「水濁基準値」という。)及び<u>同項第 8 号</u>に基づく水産動植物被害に係る<u>農薬登録基準</u>(平成 18 年環境省告示第 143 号において定められているもの)に限る。以下「水産基準値」という。)の設定が進められていることから、当該水濁基準値及び水産基準値に基づきそれぞれの指針値を設定することとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針</p> <p>(別紙)</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。</p> <p>このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁及び水産動植物被害の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本指導指針を定めることとしたものである。</p> <p>これに当たり、<u>農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号</u>に基づく水質汚濁に係る<u>農薬登録保留基準</u>(平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているもの)に限る。以下「水濁基準値」という。)及び<u>同項第 6 号</u>に基づく水産動植物被害に係る<u>農薬登録保留基準</u>(平成 18 年環境省告示第 143 号において定められているもの)に限る。以下「水産基準値」という。)の設定が進められていることから、当該水濁基準値及び水産基準値に基づきそれぞれの指針値を設定することとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>